

平成25年6月21日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成25年6月21日（金曜日）

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第58号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 2 議案説明
- 〃 3 質疑
- 〃 4 委員会付託
- 休憩

再開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第5 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）
- 〃 6 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 7 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

- 日程第8 議第50号 寒河江市水防協議会条例等の一部改正について
- 〃 9 議第51号 寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について
- 〃 10 議第52号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第53号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第55号 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〃 13 議第58号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 14 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 15 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

- 日程第16 議第54号 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について
- 〃 17 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 〃 18 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 19 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

- 日程第20 議第56号 市道路線の認定について
- 〃 21 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 22 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 23 質疑・討論・採決

日程第24 議会案第5号 TPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出について

〃 25 議案説明

〃 26 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、去る6月20日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます議案について申しあげます。追加議案は議第58号及び議会案第5号の2案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第1、議第58号を上程した後、日程第2で市長の議案説明、日程第3で質疑、日程第4で委員会付託を行い、一旦休憩となります。委員会終了後、本会議を再開し、初日に提案されました議案と追加議案について各委員会ごとに委員長報告、質疑・討論・採決を行います。その後、日程第24で議会案第5号を上程した後、日程第25で議案説明、日程第26で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告いたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第58号を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、議第58号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

現在、国において実施されております国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、かつ職員の不祥事に対する市長及び副市長の管理監督責任を果たすために、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第3、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第58号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをいたします。

1つは労使協議の関係についてであります。今回の提案の給与削減について当該労組との合意がなされているのかどうかということが1点であります。

2点目はこれまでも給与削減などがされてきた経緯はあるわけでありましてけれども、当該労組と合意されない中で議会に削減案が提案されたという事実がこれまでもあるのかどうかということが2点目であります。

それから、大きい2点目と申しますか、市職員の給与削減が地域経済に及ぼす影響額がどれほどと想定されているのか。今デフレ脱却ということで地域経済の活性化が叫ばれているわけでありましてけれども、そうしたときの影響についてどのように想定されているのか示していただきたいと思っております。

3点目、今回提案されている国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた分と、今回のこの議案の中には不祥事に対する管理監督責任をとるための減給部分が含まれているわけでありまして。それぞれの削減額は幾らなのか示していただきたいと思っております。

次、4点目でありますけれども、今回提案されている減額は既に決定されている当初予算からの減額であります。その分を何に活用する考えなのか明らかにしていただきたいと思っております。

それから5点目であります、19日の会派代表者会議でも指摘をしてきたわけでありましたが、労使交渉で合意しなければ今議会での上程を見送り、労使合意の後に議会に提案を求めたわけでありませけれども、なぜ、何か合意していないということのようでありませし、19日の会派代表者会議でも19日に交渉を持つが妥結しなくとも20日に議会運営委員会に上程したい旨の当局の見解があったわけでありませ。そのことを受けて上程しないようにという意見を申しあげたわけでありませが、市長が先ほど提案するに至った考え方を示していただきたいと思ひませ。

以上、5点お尋ねをいたひませ。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 何点かいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思ひませが、労使交渉についてどういう経過をたどっているのかということだろうと思ひませ、第1点は。

これまで、市職労ともこの件に関しては協議を交渉させていただきましたけれども、残念ながら妥結までには至っていないという状況でありませ。そういった中で、今回このたび議案として上程をさせていただくということについては大変我々としても非常に断腸の思ひでありませ。苦渋の選択をさせていただいたということをお理解をいただきたいと思ひませ。国からの要請でありませけれども、7月1日からの削減要請という状況の中で今議会に提案させていただくということによってその要請に答えていくことができるということになるわけでありませるので、仮にそういうことを組合との交渉を妥結を待つてということになれば、交渉の中ではなかなか妥結点が見出せないという状況がありましたので、国からの要請の7月からの削減ということについては見通しとして立てられないという判断がありましたので、今回議案として出させていただいたということについて御理解をいただきたいと思ひませ。

それから、今回の削減の総体的な額としては6,700万円ということで試算をさせていただいております。その6,700万円については市民の安全・安心のためのさまざまな防災・減災事業などに活用させていただくと我々は考えているところでありませ、その具体的な事業については今後9月補正などを視野に入れて今検討中、検討させていただくということに考えております。そういった意味では、寒河江市内の経済にどうひ影響があるかということになれば市職員の給与削減による財源についてさらに市民の安心・安全のために投資されると考えておりますから、そういった意味で経済的な影響あるいはマイナスの影響というものは出てこないような形で今考えているところでございます。

もう1点、不祥事の削減額という御質問がありましたから、総務課長からお答えさせていただきますと思ひませ。

○鴨田俊廣議長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 不祥事に伴ひませ削減額ということでございますけれども、市長につきましては10%3カ月ということでございますので、9万2,000円掛ける3カ月ということになります。副市長につきましても不祥事分対応としましては10%の2カ月でございますので、6万9,500円が2カ月間減額となる予定でございます。

○鴨田俊廣議長 市長、過去にこういう合意形成にならないで提案されたと。富澤課長。

○富澤三弥総務課長 過去に労使合意をしないで提案したことがあったかということでございますけれども、平成15年からの経過を見たところ、過去に合意はないということを出した経過はないと記

録されております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 5番目。

○鴨田俊廣議長 川越議員、もう一度5番目、ひとつお願いします。

○川越孝男議員 合意ならない場合には取り下げて不祥事にかかわる減額分だけの議案を上程すべきでないかということをお願いしたんですが、市長に伝えて市長の判断を仰ぐ旨の見解が代表者会議の中では示されたんです。

そして今回、1つの議案になっているわけでありましてけれども、先ほど1問目でも申しあげましたが、国からの要請による地方公務員の給与の削減と、職員の不祥事に伴う管理監督責任の減給の部分と2つあるわけです。内容的に極めて違う性質のものです。したがって、私ども議員として意思表示をしなければならないわけですから、議案ですから、そうしたときにそもそも違うものなんですね。したがって、職員の給与、国の要請に基づく削減の部分についてはいろいろ問題もあるわけでありまして。当該組合との交渉も妥結をしていないという状況もあります。そういうことからすれば、市長はやはり分けて出すということも何ら差し支えなかったのではないかと思うわけです。

したがって、そこの一緒にした判断基準といいますか、市長の見解を1問目の5番目でお尋ねをしているわけでありましてけれども、そこの部分がありませんでしたので、改めてお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもお答え申しあげましたけれども、今回の職員の減額の措置の議案というものについては大変私としても非常に苦しい中での案だと理解をしていただきたいと思いますし、来年3月までという期間限定の臨時的な措置ということで提案させていただいているところであります。それに伴って特別職等についても職員と一体で痛みを分かち合う、ともに進んでいくという配慮の中で私も含め減額の措置を講じていこうとする案でございます。

また、私と副市長については不祥事に伴う管理監督の責任の所在を明らかにするという意味で10%の減額をさせていただくという、案件が重なって分けるべきではないのかという御指摘もあるわけでありましてけれども、いずれも臨時的な特別な措置だという観点で一緒に今議会に提案をさせていただくということに決めさせていただいたところでありますので、その辺は議員各位にも御理解をいただければと思っております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 ただいま、川越議員の質問に対してお答えがあったわけでありまして、なぜ労使交渉で合意しないのに出したのかということに対して、なかなかおおよその見通しが立てられない中で判断をしたということでありまして、その一方で国からの要請が7月1日からということがあってということでありましたけれども、これはあくまでも国からの要請なんですね。私は、これまでの労使関係の積み上げてきた慣行、これは重視すべきだと考えますけれども、そのことこそやはり地方自治体の主権だと思いますが、市長の御見解をひとつ承りたいと思います。

それから、もう一つ。労使交渉の際、当局から今市長に一部お答えがあったわけでありまして、減額措置についてその減額した分を何に活用するんだということに関して、防災・減災事業に充てたいと、9月議会に提案したいということで検討中というお答えであったんですが、防災無線整

備に充てたいというお話があったやに聞いておりますけれども、そうしたことが本当なのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう1点、今国における防災・減災事業の推進ということでなされているわけですが、この市職員の給与について減額をしないと今行っているこの国の事業について、平成25年度の事業について該当がなくなるのかどうか、それもあわせて伺いたいと思います。

それから、もう1点。この条例案の削減額は6,700万円ということで今答弁にもありましたし、新聞にも出ておりましたが、地方交付税で減額される措置というのは幾らなのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私どもとしても、組合の皆さんと交渉して交渉する限りは妥結をしてその合意形成のもとに物事を進めていく、あるいは今回の場合であれば議案として提案をするということに進めてきたわけでありまして。そういった意味で誠意を持って対応してきているわけでありましてけれども、なかなかこの件については合意形成までには至らないという状況判断がありまして、そういったところで非常に苦しい選択をさせていただいて提案をさせていただいているというところでございます。

そういったことから、内藤議員からは、要請であるので、必ずしも従わなければならないのかどうかということもあるわけでありましてけれども、そういった国の要請、あるいは県としてもそういう減額に対応するという意思表示があり、また他の自治体でもそういった状況になっているところが多いという状況を踏まえて、寒河江市としても7月から来年3月までという限定的なそういう要請と受けとめさせていただいておりますので、そういう形でやむを得ず議案として上程をさせていただいていると思っております。

それから、先ほども申しあげましたけれども、そういう貴重な財源でありますから、市民の安心・安全、防災・減災事業のために使わせていただくというふうに今考えておりますので、今後その具体的な事業などについては鋭意検討させていただいて、いずれまた予算案として上程をさせていただくということになると理解をしております。

内藤議員からは、そういう意味でペナルティ的なものはあるのかどうかという御質問かなとも思いますが、そういうことは我々は今まで受けた情報ではないと理解をしているところであります。

それから、交付税の減額の幅はという御質問がありましたが、我々のほうで試算をすると約1億円の減額と理解をしております。今回の給与減額措置で6,700万円を補填をするということになるわけでありましてけれども、残りの3,300万円についてもさまざまな事務事業の見直し等で補填をするという形で今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 減額された財源についてどうするのかという問いに対して緊急防災、防災・減災事業に活用したいというお話の中でありましたが、今政府では緊急防災・減災事業というのをやっているわけですが、その事業の内容というのはいろいろ事業対象があるわけですがけれども、それは職員給与を減額しないとその事業について実施することはできないのかということをお尋ねしたんです。しなくてもできるんですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長 受けとめ方がちょっと間違えましたが、そういう減額しないとできないというわけではないと理解をしております。
- 鴨田俊廣議長 内藤議員。
- 内藤 明議員 例えば、先ほどちらっと言いましたが、防災無線の事業を行うということになりますと、実施計画で平成26年となりましたがそれを前倒しするような形になるというわけだと思えますけれども、それと今政府で出しているこの臨時特例に対する考え方というのは、財政措置というのは同じなんでしょうか。あわせて、その点についてお伺いをしたいと思います。
- 鴨田俊廣議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、防災あるいは減災の事業についてその財源を充てていくということにしているわけでありまして、その中で防災行政無線というのも一つの案だろうと今認識をしているところであります。そういった意味では今後さらに検討をさせていただいて今後の議会に予算として上程をさせていただくというふうに考えているところであります。
- 鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委 員 会 付 託

- 鴨田俊廣議長 日程第4、委員会付託であります。
このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第58号

- 鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。
休 憩 午前10時26分
再 開 午前11時30分
- 鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第5、議第49号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第6、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

6月17日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第49号を採決いたします。

議第49号に対する委員長の報告は可決であります。

議第49号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第8、議第50号から日程第13、議第58号までの6案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第14、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月17日及び本日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号、議第55号及び議第58号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市水防協議会条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市男女共同参画審議会条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、「男女共同参画審議会の委員は学識経験者は大学教授を想定しているのか」との問いがあり、当局より、「大学の方も候補者の一人として現在検討しています。最終的にどうなるかはまだはっきりしていませんが、女性の大学関係者の方を想定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「東日本大震災の影響があり、多目的運動場の工期ですが、雪が降る前に完了できるのか」の問いがあり、当局より、「本日の新聞でも東日本大震災の影響で材料の供給が危惧されており、本日業者に確認したところ、何とか特殊鉄骨等の部分については予定どおり入りそうだといいことで、年内に完成できるのではないかと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日委員会を開催し、議第58号寒河江市長等及び一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「給与削減措置について県内の他の市の状況はどうか」との問いがあり、当局より、「山形市は削減を実施しない。新庄市及び尾花沢市では削減を実施、本市と同様の状況として天童市、東根市、南陽市が上程している状況です。鶴岡市と長井市では市長が減額する趣旨の新聞報道をしているという状況があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第58号を除く議第50号、議第51号、議第52号、議第53号及び議第55号の5案件を一括して採決いたします。ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号及び議第55号の5案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

次に、議第58号について起立により採決いたします。

議第58号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第16、議第54号及び日程第17、議第57号の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第18、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。本委員会は、6月17日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第54号及び議第57号の2案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第54号寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「寒河江市子ども・子育て支援推進会議の設置はいつごろをめどに考えているのか」との問いがあり、当局より、「設置についてはまず公募委員の公募を行い、他の委員の方々に委嘱申しあげた後、8月ごろには立ち上げたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たってのタイムスケジュールはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「事業計画策定のタイムスケジュールについては来年3月までにアンケート調査に基づいてニーズ量を推計し、平成27年3月までにはパブリックコメント等も行い固めなくてはならないと思っております」との答弁がありました。

委員より、「この計画を策定するに当たって実施するアンケート調査の対象者はどう考えているか」との問いがあり、当局より、「アンケート調査の対象者については対象範囲をゼロ歳から小学校6年生までの保護者とし、2,000件を抽出して実施したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「MR Iは購入するのか、リースになるのか。また、購入の場合とリースの場合どちらが得なのか」との問いがあり、当局より、「MR Iは県の医療再生基金という補助事業による購入となります。また、一般的にリースに対する助成はありませんので、購入が有利になります」との答弁がありました。

委員より、「MR Iが設置になった場合、新たに専門の技師を採用するのか」との問いがあり、当局より「新たな採用はありません。現在の放射線技師が対応します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号及び議第57号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号及び議第57号の2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第20、議第56号及び日程第21、請願第2号の2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第22、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

[杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇]

○**杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月17日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号及び請願第2号の2案件であります。一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「側溝外側に残地があるため側溝上を車が通ることによりふたが壊れてしまう可能性がある。側溝を脇に寄せてそこに白線を引くということはできなかったのか」との問いがあり、当局より、「境界ぎりぎりに側溝を入れて白線を引く方法もあると思いますが、今回は隅切りということで対応しました」との答弁がありました。

委員より、「車が通るようになり、側溝のふたが壊れる可能性が高いと思うので、今後検討していただきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号TPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、審査に入りました。

主な質疑・意見等を申し上げます。

委員より「含意そのものは妥当であり、採択すべきと思うが、一部の政党をけなすような言葉が随所に見られるので、意見書案で修正すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑に入りました。主な質疑・意見等を申しあげます。

委員より「政党を批判している部分がちょっと多過ぎるという感じがするので、その部分については削除するべき」との意見がありました。

委員より、「提出先が内閣総理大臣と農林水産大臣だけになっているが、より多くの関係ある大臣等に追加して意見書を提出してはどうか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、意見書案を一部修正及び提出先の追加の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第57号及び請願第5号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する……。

済みません、請願第5号と言いましたが、請願第2号です。

前に戻りましてもう一度採決に入ります。

議第56号及び請願第2号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

ただいまの2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決とし、請願第2号は採択とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第24、議会案第5号を議題といたします

議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第25、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありますか。荒木議員。

○荒木春吉議員 下から6行目の文章中で漢字、多分間違いだと思うんですが、もう1回調べていただけますか。「この試算にはサクランボなどの果樹、花茎」花の花茎と書いてありますが、その漢字が違うんじゃないか。漢字がこの漢字じゃ意味なさないでしょう。文脈からして。今一生懸命電子辞書引いたんですが、ちゃんと正確な漢字が載っていますので、もう一度ちゃんと調べてみてください。お願いします。

○鴨田俊廣議長 ただいま、荒木議員の御意見に対しまして、議長において字句を整理いたします。

（「何を整理するのか」の声あり）字句を整理。（「了解」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第5号を採決いたします。

議会案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時58分

○鴨田俊廣議長 これにて、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。